

資源・漁場保全緊急支援事業実施要領

制定 令和2年6月12日付け2水港第898号
水産庁長官通知
最終改正 令和5年3月28日付け4水港第2470号

国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱(令和4年4月1日付け3水漁第1610号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)に基づく資源・漁場保全緊急支援事業の実施については、交付要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1 趣旨

令和4年7月から8月にかけて八代海において大規模な赤潮が発生し、養殖魚等に甚大な被害が発生したほか、令和5年1月から有明海において発生した赤潮等によりノリに被害が発生した。この海域は我が国の養殖生産にとって重要な海域であるが、過去にも大規模な赤潮とこれによる被害が繰り返し発生している。このように、赤潮は養殖業者にとって経営上の重大なリスクとなっていることから、令和5年度に予定されている区画漁業権の更新に向けて、都道府県の主導的役割や研究機関の参画の下、赤潮による被害を受けた養殖業者自らによる養殖漁場環境調査を支援し、代替漁場の設定、新規漁場の造成、養殖業者の対応力強化等を通じた赤潮に強い持続可能な養殖生産体制の構築による漁業生産構造の再編整備を図るための基礎とするため、同事業を実施する。

第2 対象範囲

- 1 交付要綱第10の2の(2)のエの事業について、大規模な赤潮による養殖魚のへい死等の被害を受けた養殖業者自らが、代替漁場の設定、新規漁場の造成、養殖業者の対応力強化等を通じて赤潮に強い持続可能な養殖生産体制の構築による漁業生産構造の再編整備を図るための基礎となる養殖漁場環境調査の活動を行う場合に、水産庁長官の承認を得て支援することができるものとする。
- 2 支援の対象となる養殖業者は、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 令和4年7月から8月にかけて八代海において発生した赤潮により被害を受けた養殖業者又は令和5年1月から有明海において発生した赤潮等により被害を受けたノリ養殖業者
 - (2) (1)の赤潮による被害と同程度の被害又はこれを超える被害が発生した赤潮により被害を受けた養殖業者であって、被害の規模や養殖漁場の特性等を踏まえ、令和5年度に予定されている区画漁業権の更新に向けて、赤潮に強い持続可能な養殖生産体制の構築による漁業生産構造の再編整備が必要であると水産庁長官が認めた者
- 3 対象となる活動(以下「活動項目」という。)及び活動項目別の実施できる活動内容は、別表1に掲げるものとする。

第3 事業の仕組み

- 1 事業実施主体の役割

事業実施主体は、事業の総合的な実施及び調整を行うとともに、交付要綱第10の2の(2)のエの資源・漁場保全緊急支援費交付金（以下、「交付金」という。）を事業実施機関に交付するものとする。

2 事業実施機関の役割

(1) 事業実施機関は、事業実施者からの採択申請を精査し、当該申請が水産庁から承認された統括活動計画の内容と同様である場合、事業実施主体へ交付金の交付申請を行うこととする。また、事業実施主体の承認後は、事業実施者への交付金の助成等の事務を行うものとする。

(2) 第2の1に係る事業実施機関は、都道府県とし、いずれも水産庁長官が指定するものとする。

3 事業実施者の役割

(1) 事業実施者は、漁業者グループを指導・統括し、事業実施機関への申請を行うとともに、当該申請が事業実施機関から承認された場合、漁業者グループへの支払を行うものとする。

(2) 事業実施者は、水産業協同組合法に基づき設立された漁業協同組合等とする。

4 漁業者グループの役割

第2の1に係る事業実施者の傘下の組合員等で構成される漁業者グループは、赤潮に強い持続可能な養殖生産体制の構築による漁業生産構造の再編整備に資する活動の担い手として、都道府県水産試験場等研究機関の指導の下、赤潮に強い持続可能な養殖生産体制の構築による漁業生産構造の再編整備を図るための基礎となる養殖漁場環境調査の活動に取り組むものとする。

5 国の役割

国は、本事業の実施に当たり、事業実施主体、事業実施機関及び事業実施者が行う取組が適正かつ効率的に行われるよう指導するとともに、事業実施者が今後の資源管理等の取組を強化する中で目指すべき内容及び内容に基づく取組について、関係機関と連携し、継続して確認・検証、指導を行うものとする。

第4 資源・漁場保全緊急支援費交付金

1 採択申請

交付金の交付を受けることのできる漁業者グループは、第2の2の要件を満たし、第2の3の活動を実施した者とする。

(1) 活動計画の承認

ア 漁業者グループは、別記様式第1号により活動計画を作成し、事業実施者へ提出する。

なお、活動計画を作成する際は、別表1の漁場環境情報（例）を参考に取得する漁場環境情報を選定する。また、赤潮に強い持続可能な養殖生産体制の構築に係る事業実施機関の考え方を踏まえて作成するものとする。

イ 事業実施者は、アの活動計画を取りまとめ、別記様式第2号により統括活動計画を作成し、活動計画とともに別記様式第3号の1により事業実施機関に提出する。

ウ 別記様式第1号の活動計画の添付書類のうち③は、活動計画とともに提出できない場合には、委嘱等の手続き後速やかに提出することを採択の条件とするものとする。

エ 事業実施機関は、イの統括活動計画については、別記様式第3号の2によりあらかじめ

水産庁長官に協議し、承認を受けるものとする。

オ 水産庁長官は、エの統括活動計画の承認を行ったときは、事業実施機関に通知するとともに、その写しを事業実施主体に通知する。

カ 水産庁長官による活動計画の承認基準は、別記様式第1号の活動計画に示す各項目とし、活動の内容が妥当であることを条件とする。

キ 漁業者グループの申請は、代表者が行うものとし、申請手続については、複数名が関与するなど、申請手続にかかる不正を未然に防止する体制を整備すること。

(2) 申請方法

(1)により活動計画の承認を受けた事業実施者は、別記様式4号による採択申請書を作成し、事業実施機関に申請する。当該申請書の添付書類は、次に掲げる書類の全部又は一部とする。

ア 採択申請書

イ 活動計画

ウ 構成員名簿

エ その他水産庁長官が必要と認める書類

(3) 採択決定

事業実施機関は、(2)の申請があった場合には、当該申請に基づく交付金の交付が妥当であることを審査し、別記様式第5号により事業実施者へ採択決定の通知を行うものとする。

2 事業実施主体への交付申請

(1) 事業実施機関は、1の(2)の採択申請書を取りまとめて、別紙様式第6号による資源・漁場保全緊急支援事業交付申請書正副2部を事業実施主体に提出しなければならない。

(2) 事業実施主体は、(1)の申請による交付が妥当であると認められる場合は、別紙様式第7号により事業実施機関へ交付決定の通知を行うものとする。

3 採択決定及び交付決定の変更

採択決定及び交付決定の後に変更が生じた場合には、第4の1及び2に準じて変更申請を行うものとする。

4 事業実績の報告

(1) 採択決定を受けた事業実施者が本事業を完了したときは、事業終了後遅滞なく、別記様式第8号により実施状況報告書を作成し、事業実施機関に提出するものとする。なお、別記様式第8号に示す添付書類のうち、活動で得られた漁場環境情報等については、研究機関等に遅滞なく提供するものとする。

(2) 事業実施者は、(1)の報告書の作成に当たっては、以下の審査を行うこと。

ア 漁業者グループが、第1による支援の対象範囲であること。

イ 水産庁長官による承認を受けた活動計画に基づいた取組内容であること。

(3) 事業実施機関は、(2)の審査が終了した実施状況報告書を取りまとめて、別記様式第9号に定める資源・漁場保全支援交付金実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。なお、事業実施機関は、水産庁長官に別記様式第9号に定める報告書の写しと養殖漁場環境調査の結果を踏まえた赤潮に強い持続可能な養殖生産体制の構築に係る考え方を提出するものとする。

(4) 事業実施主体は、(3)により提出された実績報告書の内容が妥当であると判断される

場合は、速やかに当該事業実施機関へ支払を行うものとする。

5 交付金の会計経理

(1) 証拠書類の保管

事業実施機関及び事業実施者は、交付金の交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物及び交付に関する次の証拠書類を事業の交付金の交付が完了した日が属する年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければならない

ア 事業実施機関

- a 採択申請から実施状況報告に至るまでの申請書類及び承認書類
- b その他交付金に関する書類

イ 事業実施者

- a 金銭出納簿
- b 領収書その他支払いを証明する書類
- c その他交付金に関する書類

(2) 会計経理の適正化

事業実施者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。

ア 他の事業と区分して経理を行うこと。

イ 活動計画に基づいて使用し、その都度領収書その他支払いを証明する書類を受領し、保管しておくこと。

ウ 金銭の出納は、金銭出納簿により行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に口座を設けること。

第5 事業の着手

事業の着手は、原則として、事業実施主体からの交付決定又は事業実施機関からの採択決定通知を受けて行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図るため、交付決定前又は採択決定前に着手する場合にあっては、あらかじめその理由を明記し、事業実施機関は、別記様式第10号の1により事業実施主体あてに、事業実施者は別記様式第10号の2により事業実施機関あてに提出するものとする。

第6 助成措置

資源・漁場保全緊急支援費交付金は、水産庁が本事業の実施に要すると示した所要額の範囲内において、交付するものとする。

1 交付金の交付額は、別表2に示す活動項目ごとの交付単価に、活動項目ごとの面積等乗じて算出した額の合計した額を上限とし、その範囲内とする。

2 助成対象となる主な経費は、次のアからサまでとする。ただし、令和5年1月から有明海において発生した赤潮等により被害を受けた漁業者グループが実施する調査については、ア、イ及びコの経費は助成対象としないものとする。

ア 日当

イ 謝金

ウ 備船料

エ 資材費

オ 機材費

- カ 交通費
- キ 運搬費
- ク 委託費
- ケ 廃棄物等処理費
- コ 種苗購入費
- サ その他

3 1の交付額の範囲内において、2の経費の実費額を助成する。

第7 事業の運営に要する経費

- 1 事業実施主体は、事業実施機関及び事業実施者が行う事業の運営に必要な経費等に充てるため、活動への指導及び交付等の手続きに要する事務等の経費に対して、交付金を交付することができる。
- 2 事業の運営にかかる対象経費は、次のアからオまでとする。
 - ア 旅費
 - イ 諸謝金
 - ウ 委託費（研究機関等への委嘱に係る経費を含む。）
 - エ 調査機材費
 - オ 事務費（通信運搬費、使用料、賃借料、報酬・給料・職員手当等を含む。）
- 3 2の経費の実費額を助成する。

第8 概算払

- 1 事業実施主体は、事業実施機関からの請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができる。
- 2 事業実施機関は、事業に関して、概算払の請求をしようとするときは、別記様式第11号により、事業実施主体に請求するものとする。

第9 収益納付

事業実施主体は、事業の実施に伴い、収益が生ずると認められる場合においては、当該収益の全部又は一部に相当する金額を、事業実施機関に納付させるものとする。ただし、当該納付金は、当該事業に係る交付金の額を限度とする。

$E = (A - B) \times \frac{D}{C}$
<p>A：収入総額（消費税相当額を除く。）</p> <p>B：支出総額（消費税相当額を除く。）</p> <p>C：補助事業に要した経費</p> <p>D：本事業に係る国庫補助金</p> <p>E：納付すべき収益額</p>

第10 交付金の返還

事業実施主体は、漁業者グループが、偽りその他不正の手段により交付を受けたとき、又は活動計画に定められた事項に違反したときは、交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合、交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該納付金の額につき、別に定める割合で計算した額を加算することができるものとする。

第11 その他

資源・漁場保全支援費交付金の交付手続の細目は、一般社団法人大日本水産会会長が定めるものとする。

附 則（令和2年6月12日付け2水港第898号）

- 1 この通知は、令和2年6月12日から施行する。
- 2 本事業の実施期間については、新型コロナウイルス感染症の感染状況その他の事情を勘案し、本事業を実施した年度末に所要の見直しを行うこととする。

附 則（令和3年3月30日付け2水港第2520号）

- 1 この通知は、令和3年3月30日から施行する。
- 2 本事業の実施期間は、新型コロナウイルス感染症の影響により操業が出来なくなる状況が解消された日又は令和4年3月末日のいずれか早い日までとする。
- 3 この通知による改正前の実施要領により行うこととされている事業については、なお従前の例による。
- 4 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 5 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年4月1日付け3水港第2719号）

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本事業の実施期間は、新型コロナウイルス感染症の影響により操業が出来なくなる状況が解消された日又は令和5年3月末日のいずれか早い日までとする。
- 3 この通知による改正前の実施要領により行うこととされている事業については、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月2日付け4水推第1121号）

- 1 この通知は、令和4年12月2日から施行する。
- 2 第2の1の（1）の漁場保全活動や水産資源調査等の活動に係る本事業の実施期間は、新型コロナウイルス感染症の影響により操業が出来なくなる状況が解消された日又は令和5年3月末日のいずれか早い日までとする。また、第2の1の（2）の養殖漁場環境調査の活動に係る本事業の実施期間は、令和5年3月末日までとする。
- 3 この通知による改正前の実施要領により行うこととされている事業については、なお従前の例による。

附 則（令和5年2月20日付け4水推第1433号）

- 1 この通知は、令和5年2月20日から施行する。
- 2 第2の1の（2）の養殖漁場環境調査の活動に係る本事業の実施期間は、令和6年3月末日までとする。
- 3 この通知による改正前の実施要領により行うこととされている事業については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月28日付け4水港第2470号）

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の実施要領により行うこととされている事業については、なお従前の例による。

別表1 活動内容
【養殖漁場環境調査】

支援メニュー	活動項目		活動内容	漁場環境情報(例)
1 養殖漁場環境調査	①	養殖漁場の環境に関する情報の収集	赤潮プランクトンの休眠細胞の分布状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・赤潮プランクトンの休眠細胞の分布状況(種構成、細胞密度、分布域等) ・水質(水温、透明度、濁度、N・Pの水平・垂直分布等) ・流向・流速 ・底質
			海洋環境の把握	

別表2

活動に係る交付単価表

【養殖漁場環境調査】

支援メニュー	活動項目		単位	交付単価	内容等
1 養殖漁場環境調査	①	養殖漁場の環境に関する情報の収集	—	—	養殖漁場環境調査については、各都道府県の状況によって必要な活動の規模が異なるため、水産試験場等の試験研究機関等からの助言を受けて適切な計画(調査範囲や参加養殖業者数を含む。)を策定することとする。なお、1計画あたり9日(8時間/日)を上限とするが、当該機関が特に必要と認める場合はこの限りでない。

資源・漁場保全緊急支援事業に係る活動計画

令和〇〇年〇月〇日

〇〇漁業協同組合

■■漁業グループ

1 活動の内容

位置					「位置図」の とおり	漁場環境情 報等の内容
活動項目	活動内容				「位置図」に 示す範囲	
	活動の面積 (ha)・回数 (回)					
	活動の面積 ・回数算定 の根拠					

- (注) 1 活動計画について、活動内容（調査面積・隻数（乗組員数）・日数）及びその算定となる根拠を記載すること。また、調査機材が必要な場合は、機材の名称・個数及びその算定となる根拠を記載すること。
- 2 複数の活動項目がある場合は、表を縦に追加すること。

2 連携研究機関等の名称

3 今後の資源管理等の取組を強化する中で目指すべき内容
養殖漁場環境調査の活動に係る活動計画においては以下を選択

○必須項目（いずれかを選択）

- 赤潮被害を軽減・防止するための代替漁場の設定や新規漁場の造成に向けた都道府県と連携した検討
- 赤潮被害を軽減・防止するためのその他の対策の検討と準備

○任意項目（ふたつ以上を選択）

- 赤潮の監視活動への継続的な協力・参画
- 漁場環境調査への継続的な協力・参画
- 漁場環境調査の方法の習得
- 漁場保全の取組への参加
- 漁場改善計画の策定と計画内容の改良

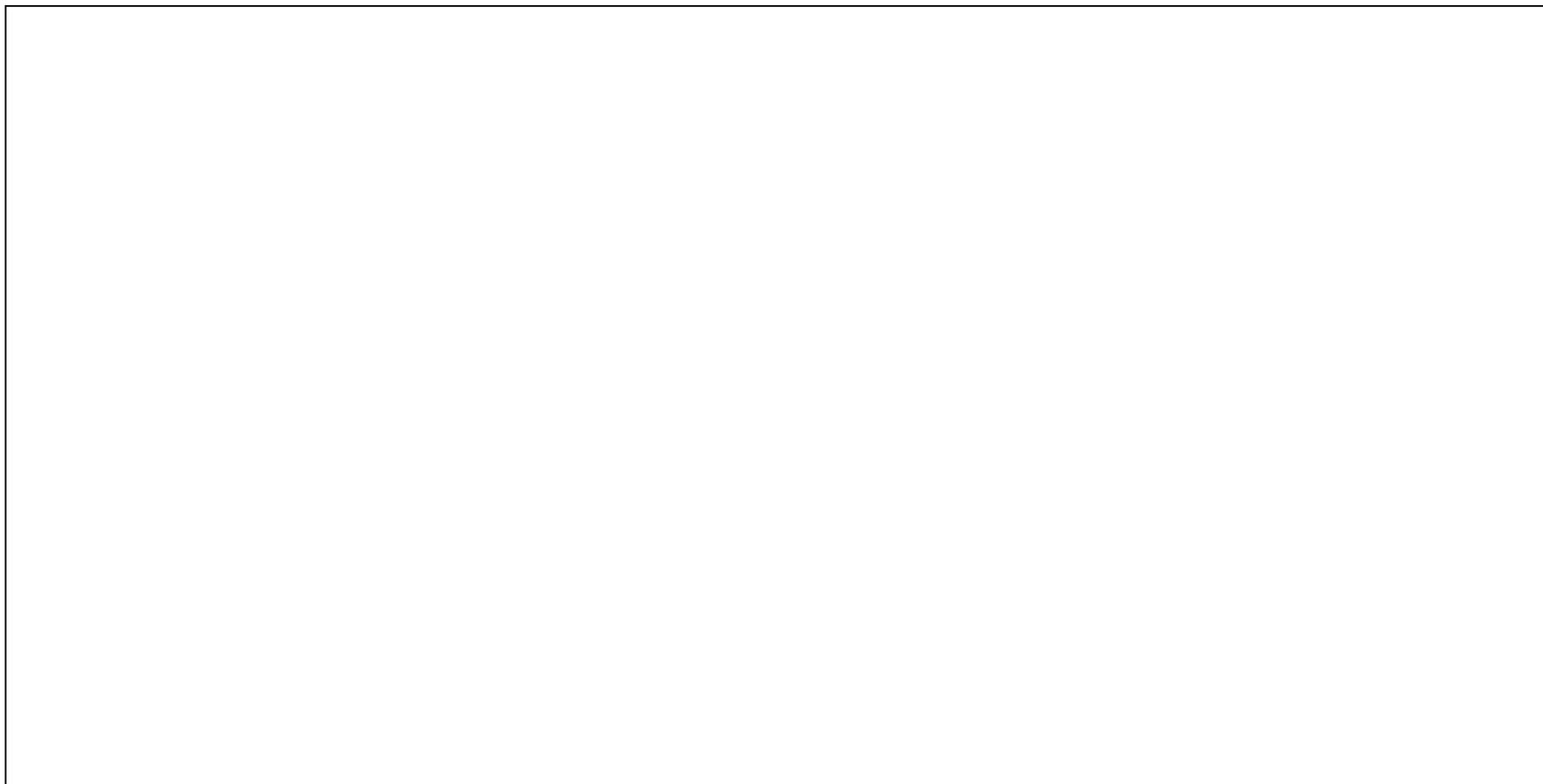
4 添付書類

- ① 位置図（添付様式1-1）
- ② 構成員名簿（添付様式1-2）
- ③ 連携研究機関等に対する委嘱等の内容の写し

(添付様式1-1)

位置図

●●漁業者グループ



(注) 活動項目毎に活動する範囲を記載するとともに、当該範囲にて行う活動の項目を記載すること。

別記様式第2号

資源・漁場保全緊急支援事業統括活動計画(又は活動実績)

事業実施機関(又は事業実施者)名:

(単位:円)

番号	(漁協名) 漁業者グループ名	漁場改善計画等参加 (計画に参加している 場合は○を記載)	赤潮被害の 確認(赤潮被害に該当 する場合は○を記載)	支援メニュー	活動項目 の番号	活動項目	面積等	交付単価	事業に要する経費	国庫交付金
1	(漁協名) ○○グループ			養殖漁場環境調査						
					小計					
					組織計					
2				養殖漁場環境調査						
					小計					
					組織計					
3				養殖漁場環境調査						
					小計					
					組織計					
4				養殖漁場環境調査						
					小計					
					組織計					
全 件				合 計						

(注) 1 消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
2 赤潮による被害の確認結果を記載すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

別記様式第3号の1

番 号
年 月 日

[事業実施機関] 殿
名称及び代表者氏名

[事業実施者]
住 所
名称及び代表者氏名

資源・漁場保全緊急支援事業に関する統括活動計画について

資源・漁場保全緊急支援事業実施要領（令和2年6月12日付け2水港第898号水産庁長官通知）の第4の1の（1）のイの規定に基づき、別添の統括活動計画について提出します。

（添付書類）

- ・別記様式第2号（統括活動計画）
- ・別記様式1及び添付書類の写し
- ・別記様式第12号（運営事業費実施計画）

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

[事業実施機関]

住所

名称及び代表者氏名

資源・漁場保全緊急支援事業に関する統括活動計画承認申請書

資源・漁場保全緊急支援事業実施要領（令和2年6月12日付け2水港第898号水産庁長官通知）第4の1の（1）のエの規定に基づき、別添の統括活動計画について承認を受けたいので申請します。

（添付書類）

- ・別記様式第2号（統括活動計画）
- ・別記様式第1号（活動計画）の写し
- ・赤潮に強い持続可能な養殖生産体制の構築に関する考え方（代替漁場の設定、新規漁場の造成、養殖業者の対応力強化等の方向性及びこれらの養殖漁場環境調査との関係等）（養殖漁場環境調査の活動に係る統括活動計画承認申請書の場合）

資源・漁場保全緊急支援事業採択申請書

番 号
年 月 日

[事業実施機関]

名称及び代表者氏名 殿

[事業実施者]

住 所
名称及び代表者氏名

資源・漁場保全緊急支援事業実施要領（令和2年6月12日付け2水港第898号水産庁長官通知）の第4の1の（2）の規定により、下記のとおり資源・漁場保全緊急支援事業の採択を申請する。

記

漁業者グループ名	活動内容名	活動面積等	交付金額
			円
運営事業費			円
合 計			円

- (注) 1 運営事業費実施計画（別記様式第12号）を添付すること。
2 「活動面積等」の欄に活動実績（調査面積・隻数（乗組員数）・日数）を記載すること。

番 号
年 月 日

資源・漁場保全緊急支援事業に係る採択決定通知書

[事業実施者]

名称及び代表者 殿

[事業実施機関]

住 所

名称及び代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け第〇号をもって申請のあった資源・漁場保全緊急支援事業については、資源・漁場保全緊急支援事業実施要領（令和2年6月12日付け2水港第898号水産庁長官通知）の第4の1の（3）の規定により下記のとおり採択したので通知する。

なお、当該申請者は、国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3水漁第1610号農林水産事務次官依命通知）及び新資源管理導入円滑化等推進事業交付手続きの細目に従わなければならない。

記

漁業者グループ名	活動内容名	活動面積等	交付金額
			円
運営事業費			円
合 計			円

（注）「活動面積等」の欄に活動内容（調査面積・隻数（乗組員数）・日数）を記載すること。

資源・漁場保全緊急支援事業交付申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

[事業実施機関]

住 所

名称及び代表者氏名

このことについて、資源・漁場保全緊急支援事業を実施したいので、資源・漁場保全緊急支援事業実施要領（令和 2 年 6 月 1 2 日付け 2 水港第 8 9 8 号水産庁長官通知）第 4 の 2 の（ 1 ）の規定に基づき、金 円の交付を申請します。

（注）別記様式第 2 号（統括活動計画）及び別記様式第 12 号（運営事業費実施計画）を添付すること。

資源・漁場保全緊急支援事業交付決定通知書

[事業実施機関]

名称及び代表者氏名 殿

[事業実施主体]

住 所

名称及び代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって申請のあった資源・漁場保全緊急支援事業については、下記のとおり交付することに決定したので、資源・漁場保全緊急支援事業実施要領（令和2年6月12日付け2水港第898号水産庁長官通知）第4の2の（2）の規定により、通知する。

記

- 1 交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で申請（以下「申請書」という。）のあった資源・漁場保全緊急支援事業とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業費及び交付金の額は、次のとおりとする。ただし、事業の内容が変更された場合における事業費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとする。

事業費の額	金	円
交付金の額	金	円
- 3 事業費の配分及びこの配分された経費の額に対応する交付金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。
- 4 交付金の確定額は、事業に要した実支出額と配分経費に対応する交付金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。
- 5 当該申請者は、国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3水漁第1610号農林水産事務次官依命通知）及び資源・漁場保全緊急支援事業実施要領に従わなければならない。
- 6 交付金交付の条件は、前記5に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - （1）当該申請者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金にかかる消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に助成率を乗じて得た金額をいう。）以下同じ。）が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

- (2) 当該申請者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の振興により当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記（1）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに一般社団法人大日本水産会に報告するとともに、一般社団法人大日本水産会の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- (3) 当該申請者は、この助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5か年間整備保管しなければならない。

資源・漁場保全緊急支援事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

[事業実施機関] 殿
名称及び代表者氏名 殿

[事業実施者]
住 所
名称及び代表者氏名

資源・漁場保全緊急支援事業実施要領（令和2年6月12日付け2水港第898号水産庁長官通知）第4の4の（1）の規定により、その実績を報告する。

記

漁業者グループ名	活動内容名	活動面積等	交付金額
			円
運営事業費			円
合 計			円

- (注) 1 運営事業費実績（別記様式第12号）を添付すること。
 2 「活動面積等」の欄に活動実績（調査面積・隻数（乗組員数）・日数）を記載すること。
 3 添付資料
 ①作業写真整理帳（添付様式8-1）
 ②対象活動状況報告書（添付様式8-2）
 ③運営事業費実績（別記様式第12号）
 ④研究機関等に提供した漁場環境情報等
 ⑤今後の資源管理等の取組を強化する中で目指すべき内容の実現に向けた今後の見通し

作業写真整理帳

N o

●●漁業者グループ

写真番号

--

実施年月日	
場 所	
活動項目 (活動内容)	
備 考	

写真番号

--

実施年月日	
場 所	
活動項目 (活動内容)	
備 考	

写真番号

--

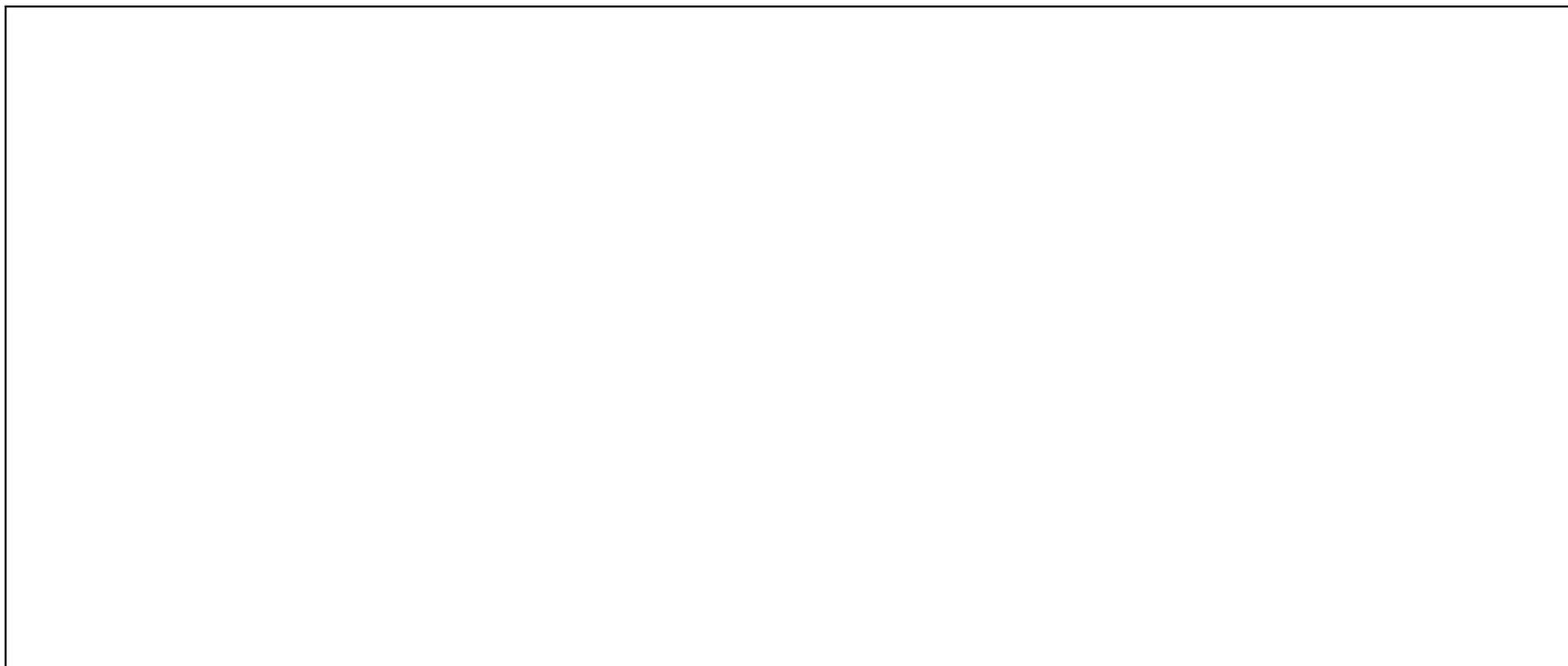
実施年月日	
場 所	
活動項目 (活動内容)	
備 考	

添付様式 8 - 2

活動状況報告書

●●漁業者グループ

位 置 図



(注) 活動項目毎に活動した範囲を記載するとともに、当該範囲にて行った活動の項目を記載すること。

別記様式第9号

資源・漁場保全緊急支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

[事業実施機関]

住 所

名称及び代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって交付決定通知のあった資源・漁場保全緊急支援事業については、資源・漁場保全緊急支援事業実施要領（令和2年6月12日付け2水港第898号水産庁長官通知）第4の4の（3）の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として下記のとおり請求する。

記

資源・漁場保全緊急支援事業〇〇〇円

事業完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

（申請時の注意）

- 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆すること。
- 2 別記様式第2号（統括活動実績）及び別記様式第12号（運営事業費実績）を添付すること。

資源・漁場保全緊急支援事業交付決定前着手届

番 号
年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

[事業実施機関]

住 所

名称及び代表者氏名

資源・漁場保全緊急支援事業実施要領（令和2年6月12日付け2水港第898号水産庁長官通知）第5の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

1. 事業に要する経費等
資源・漁場保全緊急支援事業（事業実施者〇件） 円
運営経費（〇件分） 円
2. 着手予定年月日
3. 交付決定前の着手を必要とする理由

（別記条件）

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した活動に損失を生じた場合、これらの損失は、交付決定前着手届を提出した実施機関が負担すること。
2. 交付決定を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては活動計画の変更は行わないこと。

資源・漁場保全緊急支援事業採択決定前着手届

番 号
年 月 日

[事業実施機関]

名称及び代表者氏名 殿

[事業実施者]

住 所

名称及び代表者氏名

資源・漁場保全緊急支援事業実施要領（令和2年6月12日付け2水港第898号水産庁長官通知）第5の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

1. 事業に要する経費等
資源・漁場保全緊急支援事業（漁業者グループ〇件） 円
運営経費（〇件分） 円
2. 着手予定年月日
3. 採択決定前の着手を必要とする理由

（別記条件）

1. 採択決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した活動に損失を生じた場合、これらの損失は、採択決定前着手届を提出した事業実施者が負担すること。
2. 採択決定を受けた金額が、採択申請額又は採択申請予定額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
3. 当該事業については、着手から採択決定を受ける期間内においては活動計画の変更は行わないこと。

別記様式第 11 号

資源・漁場保全緊急支援事業概算払請求書

番 号
年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

[事業実施機関]

住 所

名称及び代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって交付決定通知のあった資源・漁場保全緊急支援事業について、資源・漁場保全緊急支援事業実施要領（令和2年6月12日付け2水港第898号水産庁長官通知）第8の2の規定に基づき、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区 分							備考
	交付決定額 (A)	遂行状況 (予定) 金額 (B)	月日迄 (予定) 出来高 (B) / (A)	既受領額 (C)	今回請求額 (D)	残額 (A) - (C) - (D)	
資源・漁場 保全支援事 業	円	円	%	円	円	円	
運営事業費							
計							

(注) 請求に当たっては、事業の遂行状況(金額)の出来高又予定出来高を記載すること。

別記様式第12号 運営事業費実施計画（又は実績）

事業実施機関名 (又は事業実施者名)	事業	対象経費	金額 (円)	備考	
	1. 指導・推進	(1) 旅費 (2) 諸謝金 (3) 委託費 (4) 調査機材費			
		小計			
	2. 活動計画作成	(1) 旅費 (2) 諸謝金 (3) 委託費			
		小計			
	3. 交付事務	(1) 旅費 (2) 諸謝金 (3) 委託費			
		小計			
	4. 事務経費	(1) 人件費 (2) 通信運搬費 (3) 消耗品費			
		小計			
			合計		

収益状況報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

[事業実施機関]

住 所

名称及び代表者氏名

資源・漁場保全緊急支援事業について、資源・漁場保全緊急支援事業実施要領（令和 2 年 6 月 1 2 日付け 2 水港第 8 9 8 号水産庁長官通知）第 9 の規定に基づき、下記のとおり報告する。

※売上高が事業に要した経費を超えて、収益が発生した場合は、下記の文章を加えること。

（資源・漁場保全緊急支援事業に伴い、収益納付が生じたので、金〇〇〇円を納付する。）

記

1. 収益の内容：〇〇に係る収益

2. 収益の内訳

項目	収入総額 (消費税相当額 を除く。) (A)	支出総額 (消費税相当額 を除く) (B)	補助事業に要 した経費 (C)	本事業に係る 国庫補助金 (D)	納付すべき 収益額 (E)
金額					

※算式は、 $E = (A - B) \times (D / C)$ を用いること。

報告時の注意：収益が発生しなかった場合は、収益はなかった旨を報告すること。